

令和7年度第1回朝霞市地域密着型サービス運営委員会

次 第

日 時:令和7年7月31日(木)

午後3時～4時

会 場:朝霞市役所 2階 全員協議会室

1 開 会

2 議 題

(1)地域密着型サービスの現状について(報告事項)

資料1 市内地域密着型サービス事業所一覧

(2)地域密着型サービス事業者公募について(審議事項)

資料2 令和6年度朝霞市地域密着型サービス事業者公募結果

資料3 令和6年度朝霞市地域密着型サービス事業者(看護小規模多機能型居宅介護)の公募アンケート結果について

資料4 令和7年度朝霞市地域密着型サービス事業者公募スケジュール(案)

資料5 令和7年度朝霞市地域密着型サービス事業者(看護小規模多機能型居宅介護)公募要項(案)

資料6 令和7年度朝霞市地域密着型サービス事業者(看護小規模多機能型居宅介護)選考基準及び審査方法(案)

(3)その他

3 閉 会

市内地域密着型サービス事業所一覧(令和7年7月1日現在)

圏域	地域包括支援センター	地域密着型サービス							
		グループホーム	認知症対応型 デイサービス	小規模 デイサービス	小規模多機能	看護小規模 多機能	特定施設 入居者 生活介護	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	小規模特養
第1圏域	内間木苑	ときわ (18名)		あさひデイサービス朝霞事業所 (10名)					
				スリーベルデイ朝霞 (10名)					
第2圏域	つつじの郷			TMG療養デイサービスあい (7名)				ミアヘルサ 定期巡回サービス 朝霞	
				ASAKABASE リハビリフィットネス (10名)					
第3圏域	モーニング パーク	彩花 (18名)		リハビリ型デイサービス てんとうむし (10名)				そよ風定期巡回 あさか	朝霞苑 (29名)
				だんらんの家 朝霞 (10名)					
				樹楽 朝霞本町 (10名)					
				リハビリスタジオ オアシス (18名)					
第4圏域	ひいらぎの里								
第5圏域	朝光苑	桜ヶ丘 (18名)		リハプライド・朝霞幸 (18名)	多機能ホーム 桜ヶ丘 (29名)				
第6圏域	あさか中央	つつじの里 (27名)	ひいらぎの里 溝沼 (12名)	介護予防安心のおせわ〜く広場 (18名)	多機能ホーム 安心のおせわ〜く (29名)				
		ひいらぎの里 (15名)							
		ミアヘルサ きずなホーム朝霞 (18名)	ひいらぎの里 (24名)	デイサービスセンター ひいらぎの里 (10名)					

令和6年度地域密着型サービス事業者公募結果

朝霞市では、第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)に基づき、「看護小規模多機能型居宅介護事業所」を整備することとなり、運営する法人について令和6年度に2回の公募を実施。

■公募対象の地域密着型サービス

看護小規模多機能型居宅介護 1か所

※次の施設との併設も可能として公募。

- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム(定員29名以下))

※ただし、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、埼玉県が定める特別養護老人ホームの整備方針について、令和6年度の整備方針への新規の申込期間が既に終了しており、整備方針への同施設の位置付けができないことが急遽埼玉県から知らされたことを受け、第2回の公募から地域密着型特別養護老人ホームを併設可能なサービス事業所から除外。

■公募実施日程

- ①令和6年8月14日(水)～11月26日(火)
- ②令和7年1月6日(月)～3月31日(月)

(参考)2回目の公募で変更した内容

- ・併設を認める事業所として、「地域密着型特別養護老人ホーム」を除外。
- ・法人の事業所整備の期間を長く確保する観点から、サービス提供開始日を「令和8年3月1日」から「令和8年4月1日」に変更。
- ・参考として明記する「令和6年度埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費補助金補助単価」の金額について、詳細な数字を追記するとともに、併設を認める「認知症対応型共同生活介護」の金額を追記。

■公募結果

応募事業者なし

※事業者からの相談や問い合わせは十数件あり。

令和6年度朝霞市地域密着型サービス事業者公募アンケート結果

調査数:76法人

調査期間:令和7年1月15日～3月28日

回答数:15法人

※各設問とも最大3つまで選択可能。ただし、法人によっては3つ以上選択しているところもあり。

設問1:看護小規模多機能型居宅介護の整備に参入する上で特に重要(課題)と感じるものは何ですか。

①事業開始、運営に係る財源	7	②事業用地、建物の確保	5	③保健師、看護師(准看護師含む)の確保	7
④介護職員の確保	7	⑤利用者の安定した確保	4	⑥サービスの理解、定着促進、啓蒙	3
⑦介護報酬の見直し	4	⑧人員、設備基準等の見直し	1	⑨近隣の診療所や病院等との連携、営業等の関係構築	3
⑩その他					

設問2:公募要項に追加(改善)すべき点、見直してほしい点がありますか。

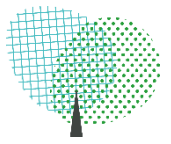
①開設に伴う県補助金のみならず、運営に係る補助金の創設	2
②事業用地、建物の貸与、確保	7
③併設を認める事業所の拡大(グループホーム以外の併設も認める)	3
④応募期間や事業者選定から事業開始に至るまでのスケジュールの猶予、見直し	2
⑤職員確保に係る支援・サポート(資金援助含む)	7
⑥利用者確保に係る支援・サポート(医療機関との協力関係の構築や居宅介護支援事業所への周知等)	1
⑦看護小規模多機能型居宅介護の経営に係るコンサル等の支援	
⑧簡略化した公募要項の公開	2
⑨朝霞市の特性、介護保険事業の状況等の紹介	1
⑩その他	

設問3:看護小規模多機能型居宅介護以外に今後整備を検討したい、予定している事業所はありますか。

- ・特にありません。訪問看護ステーションの人員確保でいっぱい입니다。
- ・現在はないです。
- ・グループホーム、住宅型有料老人ホーム
- ・なし

設問4:市町村に求める事業者支援はどのようなものがありますか。ご自由にお書きください。

- ・事業者支援の狭間にいる人たちの支援、民間で行っている支援事業所へのサポート
- ・ご利用者様へのサービスの紹介
- ・事業が成り立っていく財源や知恵を一緒に考えていただければ。
- ・介護報酬の抜本的な見直しがあれば、市町村ががんばってくれても運営できないと思います。
ましてや御庁で現状他事業含め運営していないのでなおさらです。メールも毎度確認しておりました。がんばってください。
- ・人員基準等の緩和
- ・看多機はフレキシブルな対応、人員配置基準等の厳しい中で人材の確保が重要課題です。介護業界の全般に言える事ですが、人員基準の確保のために派遣や紹介を入れると人件費が経営を圧迫します。市町村単独加算等の検討は望まれます。
市の市民への啓発活動を積極的にお願いしたい。後方支援が重要。
- ・補助金を入札なしで使用できる。用地の確保。
- ・建築コスト高騰により、公募が難しい。市独自補助金は、創設が必要と強く感じます。



令和6年度 朝霞市地域密着型サービス事業者 (看護小規模多機能型居宅介護)の公募について

■概要

※本アンケート調査は、令和6年度公募についてお知らせした事業者に対し送付しております。

埼玉県朝霞市では、地域の高齢者等を支える在宅サービス基盤の充実を図るため、「看護小規模多機能型居宅介護事業所」の整備に向けて、令和6年8月14日から11月26日まで当事業所の公募を実施しましたが、応募がなかったため、現在1月6日から3月31日まで再公募を実施しております。

なお、過去にも複数回に亘り公募を実施しておりますが、これまで応募はなく、看護小規模多機能型居宅介護の整備が困難な状況でございます。

そこで、看護小規模多機能型居宅介護の整備促進に向けて、法人が参入しやすい要件や事業者が求める支援等についての状況把握を行いたいと考えております。

つきましては、今後に向けての参考といたし、誠に勝手ながら当アンケート調査にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。【回答期日：令和7年1月24日（金）、回答方法：電子申請・届出サービス、電子メール、電話、郵送等いずれも可】

なお、ご不明な点等ございましたら、お気軽に担当までお問い合わせください。

■調査内容 ※該当する選択肢に○を付けてください。（最大3つ）

【設問(1)】看護小規模多機能型居宅介護の整備に参入する上で特に重要（課題）と感じるものは何ですか。

- ①事業開始、運営に係る財源 ②事業用地、建物の確保 ③保健師、看護師（准看護師含む）の確保
- ④介護職員の確保 ⑤利用者の安定した確保 ⑥サービスの理解、定着促進、啓蒙
- ⑦介護報酬の見直し ⑧人員、設備基準等の見直し ⑨近隣の診療所や病院等との連携、営業等の関係構築
- ⑩その他（ ）

【設問(2)】公募要項に追加（改善）すべき点、見直してほしい点がありますか。

- ①開設に伴う県補助金のみならず、運営に係る補助金の創設 ②事業用地、建物の貸与、確保
- ③併設を認める事業所の拡大（グループホーム以外の併設も認める）
- ④応募期間や事業者選定から事業開始に至るまでのスケジュールの猶予、見直し
- ⑤職員確保に係る支援・サポート（資金援助含む）
- ⑥利用者確保に係る支援・サポート（医療機関との協力関係の構築や居宅介護支援事業所への周知等）
- ⑦看護小規模多機能型居宅介護の経営に係るコンサル等の支援 ⑧簡略化した公募要項の公開
- ⑨朝霞市の特性、介護保険事業の状況等の紹介
- ⑩その他（ ）

【設問(3)】看護小規模多機能型居宅介護以外に今後整備を検討したい、予定している事業所はありますか。

【設問(4)】市町村に求める事業者支援はどのようなものがありますか。ご自由にお書きください。



※再公募の要項や選考基準、スケジュール等の詳細にご興味のある方は、市ホームページをご覧ください。

ご協力
ありがとう
ございました

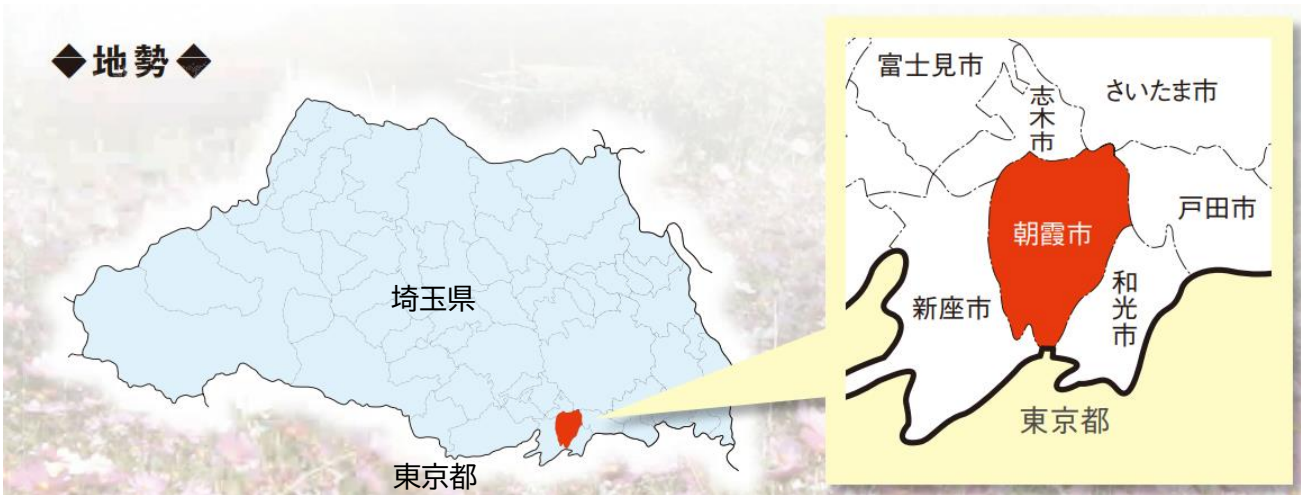


朝霞市の概況

■人口:145,883人(令和6年7月1日現在) ※昭和42年市制施行から増加傾向

■65歳以上人口:28,609人(令和6年7月1日現在)

■面積:18.34km²



自然と利便性がバランスよく調和したまち「あさか」

朝霞市は都心から20km圏内で、武蔵野台地の東、埼玉県南部に位置し、南は東京都練馬区、北は志木市、東は和光市、西は新座市、さらには荒川を隔ててさいたま市、戸田市と隣接しています。

都心部へのアクセスが良く、武蔵野のみずみずしい風景や自然環境が保たれているまちで、ベッドタウンとして発展してきました。

市制施行開始となる昭和42年以降、人口は増加し続けており、今なお、人口増加が続くまちはです。

■高齢化率:19.6%(令和6年7月1日現在)

■要介護認定者数:5,238人(令和6年7月末日現在)

■介護報酬における地域区分:4級地

■朝霞市地域密着型サービス事業所数:24事業所(令和6年7月1日現在)

※看護小規模多機能型居宅介護事業所数は整備なし。

再公募の概要

■公募対象サービス:看護小規模多機能型居宅介護事業所(1事業所)

■応募期間:令和7年1月6日(月)から令和7年3月31日(月)まで

■サービス提供開始:令和8年4月1日までに開設

※地域密着型サービスのうち、次の施設との併設も可能とします。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

※他の広域型サービス事業所(訪問看護等)との併設の御相談もお受けします。

公募要項や選考基準、公募スケジュール等の詳細については、
市ホームページを御覧ください。



<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/23/r6tiikimittyakukoubokekka.html>

■事業所開設にあたっての補助制度:

埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費補助金を活用した補助を予定

参考 令和6年度埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費補助金補助単価

	地域密着型サービス 等 整備助成事業 (工事費等の補助)	介護施設等の施設開設準備 経費等支援事業 (開設前6か月以内の需用費 等)	定期借地権設定のための一 時金の支援事業 (用地確保のための定期借地 権設定に際して土地所有者に 支払われた一時金)
看護小規模 多機能型 居宅介護	36,600千円	914千円×宿泊定員数 (限度額:8,226千円)	当該施設等を整備する用 地に係る国税局長が定め る路線価(路線価が定めら れていない地域において は、固定資産税評価額に国 税局長が定める倍率を乗 じた額等、知事が定める合 理的な方法による額)の2 分の1×1/2(補助率)
認知症対応 型共同生活 介護	36,600千円	914千円×定員数 (限度額:24,678千円)	

※補助内容が変更される場合があります。

令和7年度地域密着型サービス事業者公募スケジュール(案)

令和7年度の地域密着型サービス指定予定事業者の公募については、以下のスケジュールのとおり公募の実施を予定。

なお、第1回の公募において事業者からの応募がなかった場合は、第2回の公募を実施するものとする。

	内容	時期等
第1回公募	公募要項公開	令和7年8月12日(火)
	応募受付	令和7年8月12日(火)～令和7年10月31日(金)
	審査(応募があった場合)	令和7年11月4日(火)～令和8年1月上旬
	第2回地域密着型サービス運営委員会	令和8年1月下旬(予定)
	事業者確定決裁	令和8年2月上旬
共通	埼玉県補助金関係	令和8年4月上旬までに事前協議事業者の決定が必須
	サービス提供開始	令和9年4月1日(木)まで

第1回で事業者からの応募がなかった場合は、第2回の公募を実施

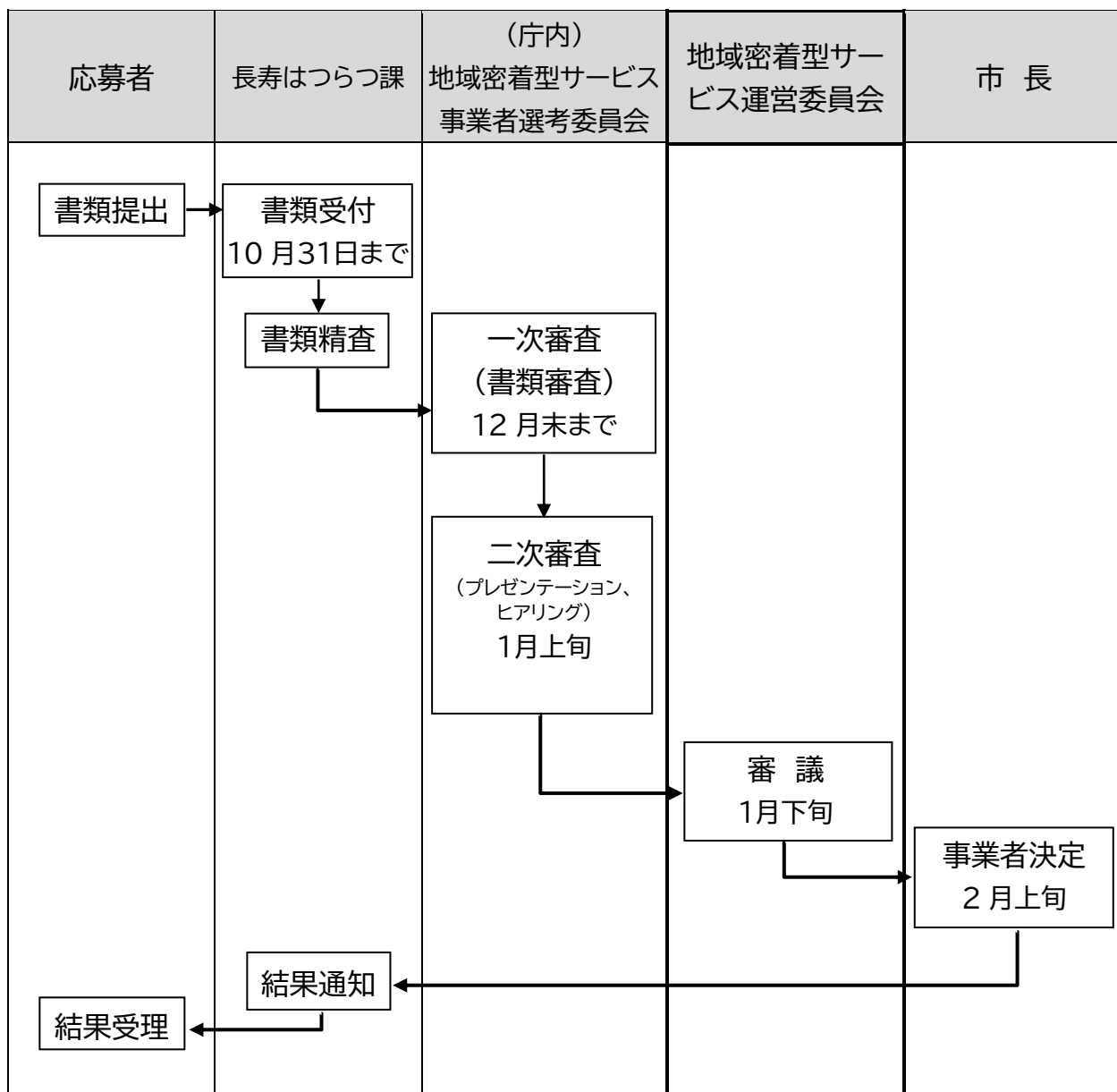
	内容	時期等
第2回公募	公募要項公開	令和7年11月4日(火)
	応募受付	令和7年11月4日(火)～令和8年1月23日(金)
	審査(応募があった場合)	令和8年1月26日(月)～令和8年3月上旬
	第2回地域密着型サービス運営委員会	令和8年3月中旬(予定)
	事業者確定決裁	令和8年3月下旬
共通	埼玉県補助金関係	令和8年4月上旬までに事前協議事業者の決定が必須
	サービス提供開始	令和9年4月1日(木)まで

■第2回の公募要項、選考基準等について

第1回の公募内容から改善、見直すべき事項等があれば、10月17日(金)までに市へ連絡していただき、反映できる点は第2回公募に随時追記していくこととする。

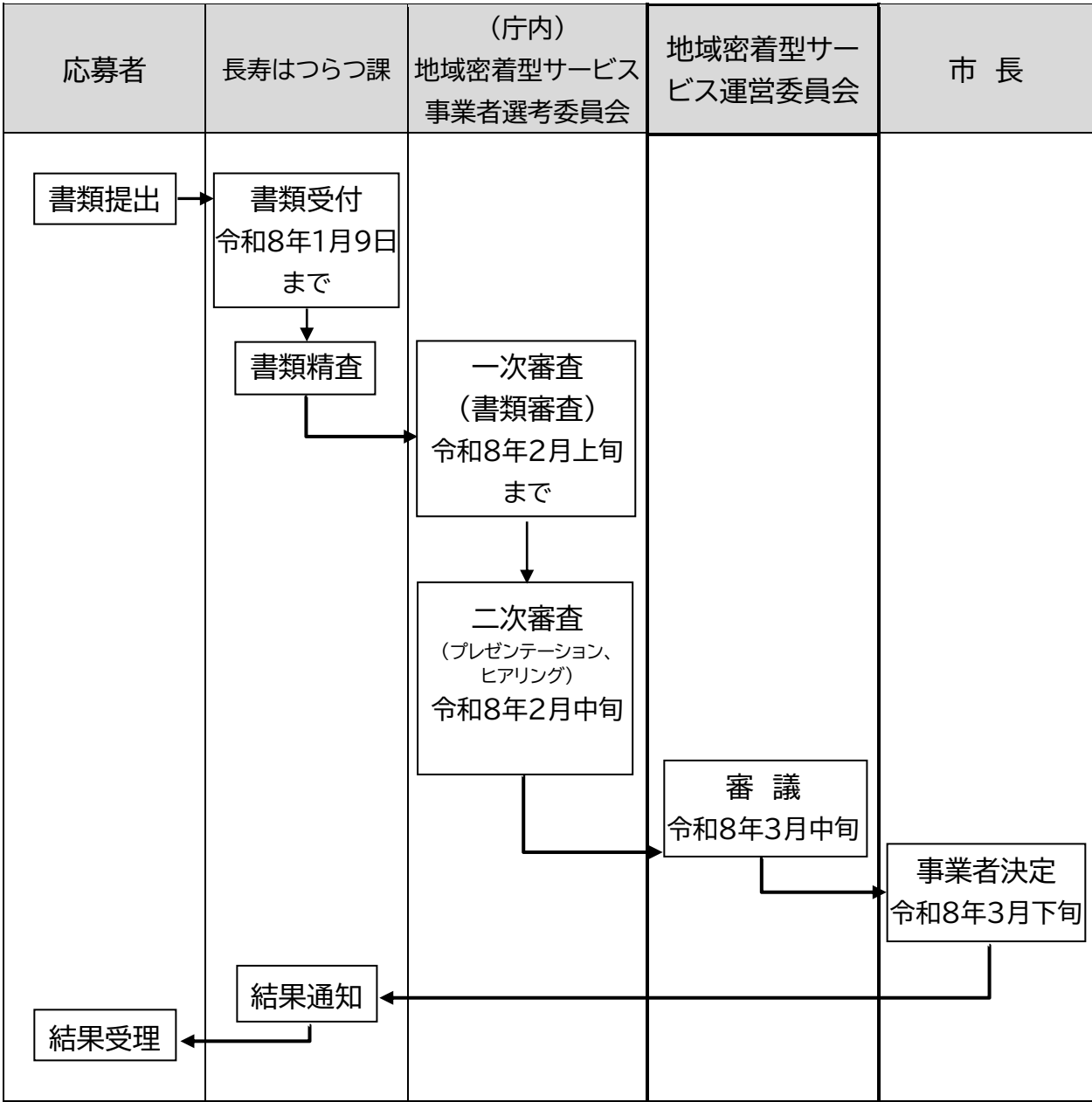
※10月20日(月)以降、第2回公募開始までの間に委員宛に第2回公募の内容について通知

第1回の公募で事業者からの応募があった場合の公募から決定までのフロー



公募要項公開	令和7年8月12日(火)
応募受付	令和7年8月12日(火)～令和7年10月31日(金)
審査(応募があった場合)	令和7年11月4日(火)～令和8年1月上旬
第2回地域密着型サービス 運営委員会	令和8年1月下旬(予定)
事業者確定決裁	令和8年2月上旬
埼玉県補助金関係	令和8年4月上旬までに事前協議事業者の決定が必須
サービス提供開始	令和9年4月1日(木)まで

第2回の公募で事業者からの応募があった場合の公募から決定までのフロー



公募要項公開	令和7年11月4日(火)
応募受付	令和7年11月4日(火)～令和8年1月23日(金)
審査(応募があった場合)	令和8年1月26日(月)～令和8年3月上旬
第2回地域密着型サービス 運営委員会	令和8年3月中旬(予定)
事業者確定決裁	令和8年3月下旬
埼玉県補助金関係	令和8年4月上旬までに事前協議事業者の決定が必須
サービス提供開始	令和9年4月1日(木)まで

令和7年度 朝霞市地域密着型サービス事業者 (看護小規模多機能型居宅介護) 公募要項 (案)

1 公募の趣旨

本市では、第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)に基づき、介護が必要になった高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、圏域ごとの整備状況を考慮しながら地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき、本市が新たに指定する予定の地域密着型サービス事業者(以下、指定予定事業者という。)を選定するために行うものです。

2 公募する地域密着型サービスの種類等

(1) 地域密着型サービスの種類

サービスの種類	整備年度	整備数	市町村指定期間	公募する日常生活圏域 (該当地区は下表参照)
看護小規模多機能型 居宅介護	令和 8年度	1か所	令和7年8月12日から 令和9年3月31日まで	市内全域

※ 設置予定箇所は、朝霞市水害ハザードマップ(令和5年8月発行)における浸水が想定される区域外であることが望ましい。(区域内の場合は、後述する整備助成事業費等補助金の対象外となる場合があります。)

※ 設置予定箇所は、日常生活圏域のうち現在、地域密着型サービスが整備されていない第4圏域であることが望ましい。

※ 地域密着型サービスのうち、看護小規模多機能型居宅介護と次の施設との併設も可能とします。

・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

※ 他の広域型サービス事業所等との併設のご相談もお受けします。

朝霞市 日常生活圏域	該 当 地 区
第1圏域	朝志ヶ丘、宮戸、大字宮戸、上内間木、下内間木
第2圏域	東弁財、西弁財、三原、泉水
第3圏域	本町1～2丁目、溝沼1～5丁目、大字溝沼、膝折町3～5丁目
第4圏域	仲町、根岸台、大字根岸、大字台
第5圏域	青葉台、栄町、幸町、膝折町1～2丁目、大字膝折、本町3丁目
第6圏域	北原、西原、浜崎、大字浜崎、田島、大字田島、岡、大字岡、溝沼6～7丁目

(2) 整備時期、サービス提供開始予定時期

令和 8 年度中に整備を実施し、施設整備終了後、令和 9 年 4 月 1 日までにサービスの提供を開始することとする。

3 応募資格

- (1) 公募の対象となる事業者は、地域密着型サービス事業所を開設し、継続して運営する能力、資力等を有する法人であること。
- (2) 介護サービス事業者として、応募時点で介護サービス提供の実績があること。
- (3) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 4 項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び同法第 115 条の 12 第 2 項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当せず、直近 3 年間の所管官庁の監査、指導検査等において重大な指摘を受けていないこと。
- (4) 公募申込書の受付締切日において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 各号（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (5) 公募申込書の受付締切日において、朝霞市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない法人であること。
- (6) 公募申込書の受付締切日において、会社更生法又は民事再生法等による手続をしている法人でないこと。
- (7) 法人、代表者、役員等が、朝霞市暴力団排除条例（平成 24 年朝霞市条例第 32 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員を雇用していないこと。
- (8) 法人が納税義務を有する税金を滞納していないこと。

4 整備条件

- (1) 次の条例、基準その他の介護保険関係法令等に従うこと。
 - ①朝霞市介護保険条例（平成 12 年朝霞市条例第 34 号）
 - ②朝霞市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年朝霞市条例第 33 号）
 - ③朝霞市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年朝霞市条例第 34 号）
 - ④指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）
 - ⑤指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号）

⑥指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331005 号、老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

⑦朝霞市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する要綱（平成 27 年朝霞市要綱）

- (2) 事業所の建築計画は、都市計画法、建築基準法その他の関係法令等に適合したものであり、各関係部署と事前に相談及び確認をしていること。
- (3) 事業所の整備スケジュールは、当該事業所の整備に当たって必要な法令上の手続に要する期間を十分に見込んだものであって、余裕をもって事業所を開設することが可能なものであること。
- (4) 整備予定の土地又は建物が賃貸借である場合は、事業継続に支障のない必要十分な賃貸借契約期間を有していること又は確実に使用できる見込みであること。
- (5) 整備予定の土地又は建物が洪水浸水想定区域の範囲外であること。または、洪水浸水想定区域の範囲内であっても、利用者等の安全のため然るべき対策が取られていること。
- (6) 介護保険法その他関連法令の趣旨を十分理解し、本公募要項に定める条件を遵守すること。

5 指定予定地域密着型サービス事業者の選定

(1) 指定予定事業者の選定方法

指定予定事業者は、朝霞市福祉部長寿はつらつ課で申請書類を受け付け、精査した後、朝霞市地域密着型サービス事業者選考委員会において、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、その結果を朝霞市地域密着型サービス運営委員会に諮り、審議を経て、市長が決定します。

なお、応募がない場合及び指定予定事業者が決定しなかった場合は、再度募集を行うことがあります。

(2) 選定結果の通知

選定結果を、応募したすべての事業者に対し、文書により通知します。

(3) 指定予定事業者の公表

指定予定事業者が決定した場合は、市ホームページで公表します。

(4) 主な審査項目（抜粋）

No.	項 目	着 眼 点
1	法人等の理念・安定性	応募資格への適合、法人等の理念、事業実績、経営状況など
2	地域との連携	運営推進会議についての考え方、開かれた事業所とするための取組みなど
3	サービス提供方針・提供体制	運営方針、人員体制、各種研修計画、苦情処理体制、個人情報の取扱いなど
4	危機管理	事業所の整備予定地、災害対応、感染症対応など

※選考基準は別途公開します。

6 応募手続

(1) 応募受付期間

令和7年8月12日（火）から令和7年10月31日（金）まで
（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 応募書類提出先

朝霞市福祉部 長寿はつらつ課

（朝霞市本町1-1-1 朝霞市役所1階14番窓口）

※ あらかじめ、令和7年8月12日（火）から令和7年10月31日（金）までの提出日時を電話にてご連絡ください。

(3) 提出書類一覧

No.	提出書類	様式番号・添付書類・留意事項
1	令和7年度朝霞市地域密着型サービス事業者公募申請書、提出書類一覧	様式第1号、様式第1号（別紙）
2	事業計画概要書、実施予定事業の定員・従業者等の計画	様式第2号、様式第2-1号又は様式第2-2号
3	事業運営に関する提案書	様式第3号
4	法人の概要・沿革	様式第4号
5	役員（予定）名簿	様式第5号
6	代表者・管理者の経歴書	様式第6号、代表者等の要件を満たす資格証(写)
7	法人定款	最新のものの(写)
8	法人登記簿謄本	応募提出日前3か月以内に発行されたもの
9	給与規程	最新のものの(写)
10	就業規則	最新のものの(写)
11	県及び市の指導監査及び実地指導監査結果並びに改善報告書	直近3年以内のもの全て（運営する介護サービス全て）（写）
12	建設（設置）予定地の写真、周辺地図	周辺地図に最寄りの交通機関等を記載したもの
13	建物計画図	平面図（室別面積を記載）、立面図、配置図、日影図、居室展開図、各室内法面積表
14	事業日程	様式第7号
15	土地・建物の権利関係を確認できる書類	売買（賃貸借）契約書又は確約書、登記簿謄本（応募提出日前3か月以内に発行されたもの）、公図等
16	資金計画書	様式第8号
17	借入金返済計画書	様式第9号
18	収支見込シミュレーション	様式第10号
19	収支予算書	直近1年分(写)
20	決算報告書	直近3年以内のもの全て（監査意見書等）（写）
21	法人市民税・法人県民税・法人事業税・法人税及び消費税（地方消費税含む）の各納税証明書	直近2年以内のもの全て(写)
22	（介護サービス分以外で利用者の自己負担を求める費目を設定する予定がある場合）金額設定の根拠資料	重要事項説明書又は契約書(利用予定のもの)
23	プレゼンテーション用資料（内容任意）	2～3枚

※その他、市から必要と認める書類を提出いただく場合があります。

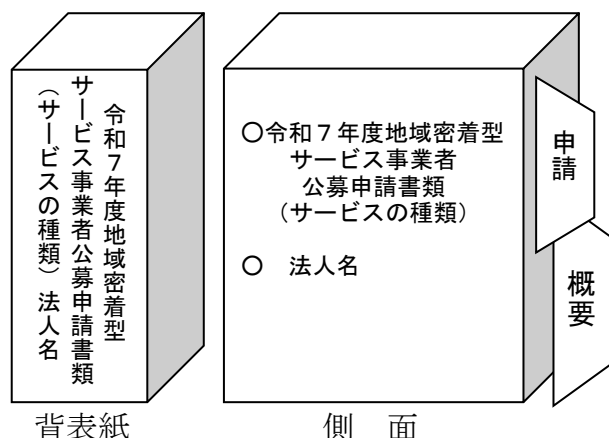
※整備予定土地・建物について、農地転用や既存住宅から当該事業に転用した場合、従前の固定資産税・都市計画税の軽減措置や減免措置等が受けられなくなる場合があるため、予め朝霞市役所課税課に確認したうえで、⑬の収支見込シミュレーションを作成してください。

(4) 応募書類の提出及び注意事項

- ①提出部数は、正本1部、副本10部とします。副本については、法人を特定できる文面等を黒塗りしたうえで提出してください。なお、提出書類は、返却しません。
 - ②提出書類に不足・不備がある場合、又は、提出書類の内容が法令に規定する運営基準に適合しない場合は、受け付けできませんので、ご注意ください。
 - ③提出書類は、(3)提出書類一覧の順に、A4版縦型左綴じを原則とし、書類名（略称可）が分かるよう右端にインデックスを付け、バインダーやファイルで綴じてください。なお、原本の提出ができないものについては、代表者が原本証明を行ってください。
 - ④提出書類は、必ず持参してください。（あらかじめ提出日時を電話にてご連絡下さい。）
- なお、郵送、メール便、電子メール等による応募は、認めません。
- ⑤提出時に受付印を押した公募申請書（様式第1号）の写しを1部交付します。
 - ⑥応募にかかる費用は、全て応募事業者の負担とします。
 - ⑦他の応募事業者の計画内容に関しての問い合わせについては、一切応じません。
 - ⑧応募受付後に辞退する場合には、応募取り下げ書（様式任意）を提出してください。

※応募辞退後においては、募集期間内の再応募は認めません。

(提出書類の綴じ方の参考例)



(原本証明の例)

(例)

この写しは原本と相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇会社

代表取締役 〇〇 〇〇 (者代印表)

(5) プレゼンテーション及びヒアリングについて

応募書類を提出した応募者に対して、後日、朝霞市地域密着型サービス事業者選考委員会におけるプレゼンテーション及びヒアリングの日程を連絡します。

7 相談・質疑応答

(1) 受付期間

令和7年8月12日（火）から令和7年10月3日（金）まで

(2) 質問票の記載（質疑応答）

質問票に記載のうえ、電子メールで送付してください。受信したことをお知らせするメールを返信します。電話、FAX 又は窓口での口頭による質問等には応じません。

(3) 回答の掲載

受け付けた質問に対する回答は、質問提出者に連絡するとともに、全応募者に周知する必要があるものについては、市ホームページに掲載します。

8 開設に係る補助金や事業周知

(1) 整備助成事業費等補助金等

埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金等を活用した補助を検討していますが、補助内容や補助金額等については県で規定するものであり、変更されることがありますので、最新の情報を把握するよう努めてください。また、交付については県との協議後、県及び市の予算の範囲内での実施となるため、交付されない場合や減額される場合があります。このため、補助金が交付されない場合等も念頭に置き、十分に対応できるよう資金計画等を作成してください。なお、市独自の補助は予定しておりませんので、あらかじめご了承ください。

あわせて、設置予定地の選定にあたっては、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱の改正に伴い、災害レッドゾーンおよび災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備については、原則、補助の対象外となることに留意してください。

参考 令和7年度埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費補助金について

補助事業の種別		地域密着型サービス等 整備助成事業	介護施設等の施設開設準備 経費等支援事業	定期借地権設定のための 一時金の支援事業
対象経費		工事費又は工事請負費 及び 工事事務費	開設前6月以内に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等	用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金
補助金の支払方法		精算払い		
補助 単価	看護小規模多機能型 居宅介護	41,500千円 ※認知症対応型共同生活介護等の他の介護施設事業所との併設を伴う場合 43,575千円	1,036千円×宿泊定員数 (宿泊定員9人の場合： 9,324千円が限度)	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、知事が定める合理的な方法による額）の2分の1×1/2（補助率）
	認知症対応型 共同生活介護	41,500千円 ※看護小規模多機能型居宅介護との併設となるため、実質の補助単価43,575千円	1,036千円×定員数 (定員数27人の場合： 27,972千円が限度額)	

※補助内容は変更される場合があります。

(2) 建築等施設整備に着手できる時期、工事、整備スケジュールについて

補助金の活用を希望する事業者は、朝霞市が補助金の交付を決定（令和8年6月頃）する前に整備事業に着手することはできません。交付決定前に着手した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

なお、建設工事等の補助対象事業を行う際に締結する契約については、原則一般競争入札に付するなど、朝霞市が実施する契約手続の取扱いに準拠する必要があります。

また、補助金を活用する場合、「9 公募スケジュール（予定）」のとおり、所定の時期までに工事完了や市への実績報告をする必要がありますが、やむを得ない事情によっては、工事完了等の期間の延長が認められる場合があります。

(3) 開設する事業所の周知について

看護小規模多機能型居宅介護の開設に当たり、市のホームページ等の広報媒体において開設する事業所の周知を行うほか、市内の居宅介護支援事業所や医療機関等に対し、開設する事業所や看護小規模多機能型居宅介護のサービスを紹介する場を設けるなど、安定した利用者の確保や事業運営、看護小規模多機能型居宅介護の定着、促進に向けて、市としても周知を行います。

9 公募スケジュール（予定）

令和7年8月12日（火）～10月3日（金）	相談・質疑受付
令和7年8月12日（火）～10月31日（金）	提出書類受付
日程調整中	地域密着型サービス事業者選考委員会による選考（書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング）
	地域密着型サービス運営委員会による審議
	市長による選定
	選考結果通知
令和9年3月13日（金）まで	実施設計・建築確認申請・補助金交付申請・補助金交付決定・入札・事業者決定・工事着手・工事完了・工事検査・市への実績報告
随時	事業所指定事前相談・指定申請
令和9年4月1日（木）まで	サービス提供開始

10 留意事項

- (1) 応募者は、書類の提出をもって、本公募要項の内容を承諾したものとみなします。
- (2) 提出書類等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は指定予定事業者の選考、公表の際等、必要な場合には提出書類等の内容が無償で利用できるものとしします。
- (3) 選定されなかったことによる損害等について、朝霞市が責任を負うものではありません。また、選定の可否に関わらず、応募者が応募に要した費用は、応募者が負担することとします。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、審査を行うことなく申請を却下します。
 - ①提出された書類の内容に、重大な虚偽があると認められる場合
 - ②書類の提出後に、重要な事項（建設場所・設計・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
 - ③応募者及びその関係者が、本市職員に対し選定に係る働きかけを行った場合
 - ④市民の疑惑や不信を招くような行為を行った場合
- (5) 指定予定事業者として選定した後に辞退が生じると、本市の計画自体に大きな支障を来す恐れがあります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みを持って応募してください。

また、指定予定事業者は選定後に公表するため、その後辞退する場合は、法人名・辞退理由等についても公表することとなります。このため、必要に応じて関係機関等に説明を行っていただく場合もあります。
- (6) 指定予定事業者として選定された後、その権利を他者に譲渡することは認めません。
- (7) 指定予定事業者の決定は、介護保険法の規定による市の指定を確約したものではありません。介護保険法の規定により必要な市の指定申請に係る手続きを別途行う必要があります。
- (8) 選定後において、指定予定事業者の整備計画に重大な不備等があることが判明した場合、また、開発許可が得られない場合や応募内容に重大な変更が生じた場合、速やかに施設整備に着手できない場合等は、選定結果を取り消すことがあります。

また、事業の遅滞により、補助金を返還していただく場合があります。
- (9) 本要項に則って選定の上、指定した看護小規模多機能型居宅介護の事業を当初の指定期間内に廃止した場合、併設として市が指定した施設のサービスに係る指定は原則取り消すこととします。

11 問い合わせ先

朝霞市 福祉部 長寿はつらつ課 介護保険係

電 話 番 号：048-463-1719（直通）

F A X 番 号：048-463-1025

E-mail：tyoju_haturatu@city.asaka.lg.jp

12 参考 看護小規模多機能型居宅介護 人員基準

(朝霞市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 24 年朝霞市条例第 33 号) 抜粋)

従業者の員数等

第 191 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上及び訪問サービスの提供に当たる者を 2 以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務に当たる者を 1 以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第 1 項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち 1 以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

4 第 1 項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で 2.5 以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（「看護職員」という。）でなければならない。

5 第 1 項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1 以上の者は、看護職員でなければならない。

6 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第 1 項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 介護医療院

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

13 第 11 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（「研修修了者」という。）を置くことができる。

14 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項第 1 号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第 4 項の規定により同条第 1 項第 1 号イ及び第 2 号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第 6 条第 12 項の規定により同条第 1 項第 4 号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第 4 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

管理者

第 192 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 第 1 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者

第 193 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならぬ。

送付先 朝霞市福祉部 長寿はつらつ課 介護保険係
E-mail tyoju_haturatu@city.asaka.lg.jp

受付期間 : 令和7年8月12日(火)から10月3日(金)まで

地域密着型サービス事業者公募に関する質問票

法人名	
所属部署名	
担当者名	
サービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護

質問内容（簡潔に記載してください）

--

朝 霞 市 長 あて

法人所在地

法 人 名

代 表 者 名

令和7年度朝霞市地域密着型サービス事業者公募申請書

このことについて、令和7年度地域密着型サービス事業者公募要項の趣旨を踏まえ、下記のとおり応募します。

記

1 応募する地域密着型サービス

事業所の所在地	朝霞市.....		
サービスの種類		サービス提供開始予定年月日	
看護小規模多機能型居宅介護		令和.....年.....月.....日	

2 併設する地域密着型サービス事業所の有無

有 ・ 無 （どちらかに○をしてください。）

3 施設整備等補助金の希望の有無

有 ・ 無 （どちらかに○をしてください。）

4 提出書類

別紙「提出書類一覧」（様式第1号（別紙））のとおり

※ 正本 各1部、副本 各10部

5 担当者連絡先

法 人 名			
事業所名(仮称)			
担 当 者 名			
所 在 地			
電 話 番 号		F A X 番 号	
E - m a i l			

提出書類一覧

法人名		事業所名	(仮称)
担当氏名		メールアドレス	

No.	提出書類	様式・留意事項	市確認欄
1	令和 7 年度朝霞市地域密着型サービス事業者公募申請書、提出書類一覧	様式第 1 号、様式第 1 号（別紙）	
2	事業計画概要書、実施予定事業の定員・従業者等の計画	様式第 2 号、様式第 2－1 号又は様式第 2－2 号	
3	事業運営に関する提案書	様式第 3 号	
4	法人の概要・沿革	様式第 4 号	
5	役員（予定）名簿	様式第 5 号	
6	代表者・管理者の経歴書	様式第 6 号、代表者等の要件を満たす資格証（写）	
7	法人定款	最新のもの（写）	
8	法人登記簿謄本	応募提出日前 3 か月以内に発行されたもの	
9	給与規程	最新のもの（写）	
10	就業規則	最新のもの（写）	
11	県及び市の指導監査及び実地指導監査結果並びに改善報告書	直近 3 年以内のもの全て（運営する介護サービス全て）（写）	
12	建設（設置）予定地の写真、周辺地図	周辺地図に最寄りの交通機関等を記載したもの	
13	建物計画図	平面図（室別面積を記載）、立面図、配置図、日影図、居室展開図、各室内法面積表	
14	事業日程	様式第 7 号	
15	土地・建物の権利関係を確認できる書類	売買（賃貸借）契約書又は確約書、登記簿謄本（応募提出日前 3 か月以内に発行されたもの）、公図等	
16	資金計画書	様式第 8 号	
17	借入金返済計画書	様式第 9 号	
18	収支見込シミュレーション	様式第 10 号	
19	収支予算書	直近 1 年分（写）	
20	決算報告書	直近 3 年以内のもの全て（監査意見書等）（写）	
21	法人市民税・法人県民税・法人事業税・法人税及び消費税（地方消費税含む）の各納税証明書	直近 2 年以内のもの全て（写）	
22	（介護サービス分以外で利用者の自己負担を求める費目を設定する予定がある場合）金額設定の根拠資料	重要事項説明書又は契約書（利用予定のもの）	
23	プレゼンテーション資料（内容任意）	2～3 枚	

※ 正本 各 1 部、 副本 各 10 部

事業計画概要書

法人	法人名						
	法人所在地						
	法人種別	☐ 社会福祉法人 ☐ 医療法人 ☐ NPO法人 ☐ 株式会社・有限会社 ☐ その他（ ）					
サービスの種類		看護小規模多機能型居宅介護					
事業所名（仮称）							
事業所 予定地の 状況	住 所	朝霞市					
	敷地面積	㎡		用途地域			
	建ぺい率	%		容積率	%		
	土地権利	☐ 所有 ☐ 賃借（ 年）		抵当権	☐ あり ☐ なし		
	定期借地権 の 設 定	☐ あり（ 年 月まで） ☐ なし					
建物 概要	建築面積	㎡		延床面積	㎡（全体 ㎡）		
	構 造	造		階 数	地上 階、地下 階		
	建物権利	☐ 所有 ☐ 賃借（ 年）		抵当権	☐ あり ☐ なし		
	併設施設	☐ あり（ ） ☐ なし					
	整備内容	☐ 法人が新築 ☐ 法人が改修 ☐ オーナーが新築 ☐ オーナーが改修 ☐ 改修なし					
	整備費補助	☐ 希望する ☐ 希望しない		住民説明会(予定)	令和 年 月 日		
	着工予定	令和 年 月 日		竣工予定	令和 年 月 日		
	開設予定	令和 年 月 日					
事業費 及び財源	区 分	事業費 (千円)	財源内訳（千円）				
			借入金	補助金	自己負担	その他 (寄附等)	
	建築・設備						
	用地取得						
	建物取得						
	開設準備						
	運転資金						
合 計							
整備を計画した 目 的 ・ 理 由							

※該当する事項にチェックを入れてください。

※次ページ以降の、実施予定事業の定員・従業者等の計画を記入し、添付してください。

※併設施設（事業）がある場合には、その事業費及び財源についても別途作成してください。

実施予定事業の定員・従業者等の計画

(看護小規模多機能型居宅介護)

サービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護										
利用定員	人		通いサービスの 利用定員		人		宿泊サービスの 利用定員		人		
従業者の職種・ 員数	介護従業者		うち保健師		うち看護師		うち准看護師		介護支援専門員		
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤（人）										
	非常勤（人）										
	合計（人）										
建 物 構 造 概 要											
居間及び食堂の 合計面積	㎡		個室以外の 宿泊室の合計 面積		㎡		宿泊サービスの 利用定員から個 室の定員数を減 じた数		人		
宿泊室数	個室：　　室				個室以外の宿泊室：　　室						
営業日	３６５日（無休）										
営業時間	通いサービス：										
	宿泊サービス：										
送迎車両数（予定）					台						
選任ドライバーの有無（予定）					☐ 有 ☐ 無						
介護保険の利用 者負担以外の利 用者負担	項　目				費　用　額						
	食　費										
	宿泊費										
	その他（　　　　　）										

事業運営に関する提案書

法人名

サービスの種類：看護小規模多機能型居宅介護

※ 全ての欄に記入してください。

※ 記入欄は適宜広げてください。

1 法人の理念・姿勢

(1) 法人の基本理念・経営理念を明文化し、その内容を説明してください。
(2) 法人の基本理念・経営理念を、職員・利用者へどのように周知しているか説明してください。
(3) 本事業に応募した理由を説明してください。

2 法人運営の透明性・公平性、法令等の遵守状況

(1) 個人情報の取扱方針及び従業員の守秘義務に関する規定はどのような内容か、また、当該規定をどのように運用しているか説明してください。
(2) 自己評価・外部評価及び情報公開をどのように行っているか説明してください。
(3) 介護サービス分以外で利用者の自己負担を求める費目を設定する予定があれば、その品目と金額の目安、金額設定の根拠を説明してください。

3 運営実績

(1) これまでの事業運営実績を説明してください。
(2) 他の事業者等との連携について内容を説明してください。

様式第3号

(3) 従業員の採用をどのように実施しているか説明してください。

(4) 介護報酬が改定された際、どのように事業所内での対応、利用者への周知を行っているか説明してください。

4 運営の適正化・効率化への取組

(1) 人員配置の適正化について、現在運営している事業所でどのように取組んでいるか説明してください。

(2) 経営努力に関する取組について、現在運営している事業所でどのように取組んでいるか説明してください。

(3) 経営努力に関する取組について、新たな事業所でどのように取組んでいくか提案してください。

5 職員の育成

(1) 人材確保のためにどのような取組を行っているか、説明してください。

(2) 現在運営している事業所での、職員研修の実施状況について、研修の種類・内容と回数の目安を含め、説明してください。

(3) 新たな事業所では、どのように職員研修を実施していくか、研修の種類・内容と回数の目安を含め、提案してください。

(4) 職員定着のための取組（職場環境整備、処遇改善加算や資格等の給与への反映、人事考課）をどのように実施しているか、説明してください。

様式第 3 号

(5) 職員の労働環境に関して、各種保険の加入状況や、どのような配慮を行っているかを説明してください。

6 地域との連携

(1) 現在運営している事業所が、どのように地域へ貢献しているか説明してください。

(2) 新たな事業所では、どのように地域に貢献していくか提案してください。

(3) 新たな事業所では、運営推進会議について、開催日数や参加者等、どのように取組むか提案してください。

(4) 新たな事業所の開設に先立ち、どのように近隣住民に対する説明を行っていくか説明してください。

7 施設設備管理体制

(1) 新たな事業所では、施設整備面でどのように利用者へ配慮していくか提案してください。

(2) 新たな事業所では、備品の整備面でどのように利用者へ配慮していくか提案してください。

(3) 新たな事業所では、日常的な点検体制をどのように整えるか提案してください。

(4) 新たな事業所の立地の利点を評価し、説明してください。

様式第3号

(5) 新たな事業所の立地の懸念点を、洪水浸水想定区域を確認のうえで評価し、説明してください。

8 利用者等の安全管理体制・危機管理

(1) 新たな事業所では、緊急時の法人内部の連絡体制、利用者への連絡体制をどのように整えるか提案してください。

(2) 新たな事業所では、利用者の急病・事故等の発生時、どのように対応していくか提案してください。

(3) 新たな事業所では、衛生管理体制をどのように整えるか提案してください。

(4) 現在運営している事業所では、非常災害の発生にどのように備えているか説明してください。あわせて、業務継続計画の策定状況、研修の実施状況、訓練の実施状況を説明してください。

(5) 新たな事業所では、非常災害の発生にどのように備えるか提案してください。あわせて、業務継続計画の策定、研修の実施、訓練の実施についてどのように取組むか提案してください。

(6) 現在運営している事業所では、感染症の発生にどのように備えているか説明してください。あわせて、感染症対策委員会の設置状況、指針の整備状況、研修・訓練の実施状況を説明してください。

(7) 新たな事業所では、感染症の発生にどのように備えるか提案してください。あわせて、感染症対策委員会の設置、指針の整備、研修・訓練の実施についてどのように取組むか提案してください。

9 利用者支援

(1) 新たな事業所では、利用者の日常生活をどのように支援していくか提案してください。
(2) 新たな事業所では、苦情処理体制をどのように整えるか提案してください。
(3) 新たな事業所では、利用者への公平・公正な対応のため、どのように取組むか提案してください。
(4) 新たな事業所では、利用者等の人権・尊厳について、どのように取組むか提案してください。あわせて、虐待の防止委員会の開催状況、指針の整備状況、研修の実施状況と、これらの措置を適切に実施するまでの担当者の設置状況を説明してください。
(5) 新たな事業所では、ターミナルケアについて、どのように取組むか提案してください。

10 市内雇用・市内業者の促進

(1) 新たな事業所では、市内雇用の促進について、どのように考え、取組むか提案してください。
(2) 新たな事業所では、市内業者からの物品の調達について、どのように考え、取組むか提案してください。

11 サービス提供方針・提供体制

(1) 新たな事業所では、質の高いサービス提供に向けて、どのように取組むか提案してください。
(2) 新たな事業所では、利用者の家族との交流について、どのように取組むか提案してください。

様式第3号

(3) 新たな事業所では、低所得者対策について、どのように考え、取組むか提案してください。

(4) 新たな事業所では、成年後見制度活用について、どのように考え、取組むか提案してください。

(5) 新たな事業所では、利用者の確保に向けて、どのように取組むか提案してください。

12 サービス種別・事業形態毎の取組み

(1) 新たな事業所では、医療ニーズの高い利用者に対応するため、どのように、通い・泊まり機能と訪問看護機能を一体的に提供し、重度化防止を図っていくか提案してください。

13 その他の独自の取組み

(1) その他、新たな事業所を運営するに当たって、法人独自の取組みがありましたら提案してください。

法人の概要・沿革

法人の概要

法 人 名	
法 人 所 在 地	
代 表 者 名	
事業所名(仮称)	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
取 引 銀 行	
従 業 員 数	人 (常勤 人、非常勤 人)
事 業 内 容 ・ 事業所一覧 ・ 関連法人	

法人の沿革（法人の設立から今日までの沿革について、簡潔に記入すること。）

年 月	内 容

※パンフレットがあれば添付すること。

役員（予定）名簿

法 人 名				
事業所名(仮称)				
役 職 名	フリガナ 氏 名	年齢	現在の職業	他法人の理事状況 (法人名)
				有()・無
				有()・無
				有()・無
				有()・無
				有()・無
				有()・無
				有()・無
				有()・無
				有()・無

※当該法人の役員及び事業所を管理する者について記入すること。

理事会・役員会の過去 1 年間の開催状況・議事内容等

年 月 日	理 事 会 ・ 役 員 会 等 の 主 な 議 事 案 件

代表者・管理者の経歴書

法人名

代表者名

事業所名（仮称）

＊ 代表者・管理者ごとに作成すること。

（兼務の場合は備考欄にその旨を記載する）

フリガナ 氏 名			
生年月日	年 月 日生（ 歳）	種 別	☐ 代表者 ☐ 管理者

（１）主な職歴等

勤 務 先	職 務 内 容	従 事 期 間
		年 月 日～ 年 月 日 (合計 年 月)
		年 月 日～ 年 月 日 (合計 年 月)
		年 月 日～ 年 月 日 (合計 年 月)
		年 月 日～ 年 月 日 (合計 年 月)
		計 年 月

（２）職務に関する資格・研修修了状況

資 格 ・ 研 修 の 種 類	資格取得年月・研修修了年度

（３）備 考

--

様式第7号

事業日程

法人名

事業所名（仮称）

[illegible]

※ 設計、建築に係る諸手続、入札、施工、職員採用・研修、介護保険法の規定による事業者指定申請、備品購入・搬入、利用者募集に要する期間等について記載すること。

資 金 計 画 書

法人名		サービスの種類	
事業所名 (仮称)			

(単位：円)

事業費	建築・設備費	工事費	
		工事事務費	
		備品費	
	用地取得費・建物取得費（既存建築物の買取）		
	開設準備経費（備品、研修、広告等）		
	運転資金		
	合 計		

資金計画	建築・設備費	県補助金		
		借入金	(借入先)	
		自己資金		
		その他	(内容)	
	用地・建物取得費	県補助金		
		借入金	(借入先)	
		自己資金		
		その他	(内容)	
	開設準備経費	県補助金		
		借入金	(借入先)	
		自己資金		
		その他	(内容)	
	運転資金	借入金	(借入先を記入)	
		自己資金		
		その他	(内容)	
	合 計			

県補助金	
借入金	
自己資金	
その他	
合 計	

借入金返済計画書

法人名		事業所名（仮称）	
-----	--	----------	--

(単位：円)

[illegible]

収支見込シミュレーション

法人名：
サービスの種類：

事業所名：（仮称）
定員： 人

（単位：円）

稼働年月		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	備 考
項目		令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度	令和 1 3 年度	
稼働率（％）							
収入の部	介護保険報酬						要介護度 2 で作成
	食費						
	居住費						
	その他						
収 入 計 A							
支出の部	給与費						改定率 年 ％増
	法定福利費						改定率 年 ％増
	福利厚生費						改定率 年 ％増
	委託料						改定率 年 ％増
	消耗品費・事務経費						
	地代等						
	支払い利子等						
	食材費						
	光熱水費						
	その他						
支 出 計 B							
減価償却前損益 C = A - B							
減価償却費 D							
減価償却後損益 E = C - D							
税金関係 F							法人税、固定資産税等
税引後損益 G = E - F							
借入金元金返済 H							
余剰金 I = C - F - H							
前年度繰越 J							
翌年度繰越金 K = J + I							

- 【注 意】
- ・ 施設整備費用は含めない。
 - ・ 法定福利費及び福利厚生費について、事業所の会計とは別に母体法人で負担している場合はその旨を記入すること。
 - ・ 介護保険報酬は要介護度 2 で作成し、本人負担（1 割）分を含めること。
 - ・ 利用者実費負担費用は、収入の食材費、光熱水費、共益費、その他の日常生活費の合計額と一致させること。
 - ・ 1 年目から12か月単位で作成すること。
 - ・ 稼働率は 1 年目は85%以下、2 年目以降は95%以下とすること。
 - ・ 併設する介護サービス事業所がある場合は、事業所毎に作成すること。
 - ・ 減価償却費は、（建物整備費（備品費）－補助金）÷財産の処分制限期間で計算すること。

令和7年度 朝霞市地域密着型サービス事業者（看護小規模多機能型居宅介護）公募
選考基準及び審査方法（案）

1 基本的事項

指定予定事業者の選考に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、選考基準に基づく評価の点数が最も高い応募者を指定予定事業者とします。

2 選考基準

選考基準は、以下のとおりとします。

No.	選考基準	内容
1	法人の理念・姿勢	① 法人の基本理念・経営理念の内容 ② 法人の基本理念・経営理念の職員・利用者に対する周知 ③ 応募理由
2	法人運営の透明性・公平性、法令等の遵守状況	① 個人情報の取扱方針及び従業員の守秘義務に関する規定の内容及び運用実態 ② 自己評価・外部評価及び情報公開 ③ 利用者の自己負担を求める介護保険外サービスに係る内容、金額の目安、金額設定の根拠等
3	運営実績	① これまでの事業運営実績 ② 他の事業者等との連携 ③ 従業員の採用方法等 ④ 令和6年4月の介護報酬改定時の対応
4	運営の適正化・効率化への取組	① 現在運営している事業所での人員配置の適正化に係る取組 ② 現在運営している事業所での経営努力に関する取組 ③ 新たな事業所で予定している経営努力に関する取組
5	職員の育成	① 人材確保のための取組 ② 現在運営している事業所での職員研修の実施状況 ③ 新たな事業所で予定している職員研修 ④ 人事考課の実施状況 ⑤ 職員の労働環境に関する各種保険の加入状況や配慮内容
6	地域との連携	① 現在運営している事業所での地域貢献状況 ② 新たな事業所で予定している地域貢献 ③ 新たな事業所で予定している運営推進会議又は介護・医療連携推進会議に係る取組 ④ 新たな事業所の開設に際し予定している近隣住民に対する説明方法等

7	施設設備管理体制	① 新たな事業所で予定している施設整備面における利用者に対する配慮に係る内容等 ② 新たな事業所で予定している備品の整備面における利用者に対する配慮に係る内容等 ③ 新たな事業所で予定している日常的な点検体制の整備内容 ④ 新たな事業所の立地の利点に係る評価 ⑤ 新たな事業所の立地の懸念点に係る評価
8	利用者等の安全管理体制・危機管理 (重点項目1)	① 新たな事業所で予定している緊急時の法人内部の連絡体制、利用者への連絡体制 ② 新たな事業所で予定している利用者の急病・事故等の発生時の対応方法 ③ 新たな事業所で予定している衛生管理体制 ④ 現在運営している事業所での非常災害の発生時の対応、体制等 ⑤ 新たな事業所で予定している非常災害の発生時の対応、体制等 ⑥ 現在運営している事業所での感染症の発生時の対応、体制等 ⑦ 新たな事業所で予定している感染症の発生時の対応、体制等
9	利用者支援	① 新たな事業所で予定している利用者の日常生活に対する支援等 ② 新たな事業所で予定している苦情処理体制 ③ 利用者に対する公平・公正な対応のため新たな事業所で予定している取組 ④ 利用者等の人権・尊厳の尊重に関し、新たな事業所で予定している取組 ⑤ 新たな事業所で予定しているターミナルケアについての取組
10	市内雇用・市内業者の促進	① 新たな事業所で予定している市内業者の促進についての取組 ② 新たな事業所で予定している市内業者からの物品の調達についての取組
11	サービス提供方針・提供体制	① 新たな事業所で予定している質の高いサービス提供に向けての取組 ② 新たな事業所で予定している利用者の家族との交流に係る取組 ③ 新たな事業所で予定している低所得者対策についての取組 ④ 新たな事業所で予定している成年後見制度活用についての取組 ⑤ 新たな事業所で予定している利用者の確保に向けての取組
12	サービス種別・事業形態毎の取組 (重点項目2)	① 医療ニーズの高い利用者に対応するために通い・泊まり機能と訪問看護機能を一体的に提供し、重度化防止を図っていくことに関して新たな事業所で予定している取組
13	法人独自の取組	① その他、新たな事業所を運営するに当たって予定している法人独自の取組

14	運営基準	① 人員基準への適合 ② 設備基準への適合
15	設置予定箇所 (1)	① 設置予定箇所が朝霞市水害ハザードマップ（令和5年8月発行）の 浸水が想定される区域外か
16	設置予定箇所 (2)	① 設置予定箇所が第4圏域か
17	その他	① その他、特に評価できる事項があるか ※

※ 特に評価できる事項があれば、その理由を記載して加点できるものとする。

3 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

応募時に提出された書類一式について、応募資格等応募者としての可否を決定する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

朝霞市地域密着型サービス事業者選考委員会委員が提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングを受け、選考基準ごとに6段階で評価し、以下のとおり採点します。ただし、選考基準15については、洪水浸水想定区域外であれば5点とし、同域内であれば0点、選考基準16については、第4圏域であれば3点、第4圏域以外であれば0点とします。

(例)	優れている (5点)	良い (4点)	標準 (3点)	やや劣る (2点)	劣る (1点)	提案なし (0点)
-----	---------------	------------	------------	--------------	------------	--------------

- ・ 選考基準8と12を重点項目とし、点数を2倍とします。（加点係数2倍）
- ・ 選考委員が、審査を欠席した場合、その選考委員の評価点は無効とします。なお、委員長が認めた場合、代理出席は可とします。

4 受託候補者の選定（優先順位の決定）

- ・ 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）後に各選考委員が採点したものを、その場で集計します。
- ・ 審査を行った選考委員がすべて満点とした場合の総合計点の60%を基準点とし、応募者の提案がこの基準点未満の場合は不適格とします。

(例) 全選考委員8人が出席した場合の満点は744点、したがって基準点は447点です。
 $(\text{選考基準1} \sim \text{15}、17 \times 5 \text{点}) + (\text{選考基準16} \times 3 \text{点}) + (\text{重点項目1} \sim 2 \times 5 \text{点}) = 93 \text{点}$ （1人当たりの満点）

- ・ 基準を超える応募者のうち、審査を行った選考委員の総合計点が最も高い者から順に、指定予定事業者として市と協議することができるとします。総合計点が同数の場合は重点項目の合計点がより高い応募者を、重点項目の合計点も同数の場合は抽選により順位を決定します。